

### 13. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項 目	平成16年度末	平成17年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額	3,081,452	4,688,299
①資本の部合計	561,745	566,424
②価格変動準備金	194,569	195,653
③危険準備金	570,195	741,494
④一般貸倒引当金	4,307	3,247
⑤その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	1,203,670	2,584,860
⑥土地含み損益×85% (マイナスの場合100%)	△33,331	38,423
⑦負債性資本調達手段等 (劣後ローン、劣後債等)	100,000	100,000
⑧控除項目	—	—
⑨その他 (保険契約準備金の一部、税効果相当額等)	480,294	458,196
(B) リスクの合計額 $\sqrt{⑩^2+(⑪+⑫+⑬)^2} + ⑭$	692,072	794,689
⑩保険リスク相当額	209,800	199,435
⑪予定利率リスク相当額	123,359	122,064
⑫資産運用リスク相当額	518,254	621,570
⑬経営管理リスク相当額	17,028	18,981
⑭最低保証リスク相当額	—	5,998
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	890.5%	1,179.9%

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
2. 「資本の部合計」には社外流出予定額およびその他有価証券の評価差額金を除いた金額を記載しています。
3. 「土地含み損益」には再評価後の時価変動による含み損益を記載しています(「土地の再評価に関する法律」に基づき明治生命は平成11年度末に、安田生命は平成12年度末に再評価を実施しました)。
4. 「控除項目」は、平成8年大蔵省告示第50号第1条の2に規定する他の保険会社または保険業法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる子会社等の資本調達手段について、意図的な保有相当額があればこれを記載しますが、当社では該当項目はありません。
5. 「最低保証リスク相当額」は、平成8年大蔵省告示第50号第2条第3項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。